

No.8	調査課題名：健康食品等の安全性情報に関する調査				
調査目的	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法第23条第2項の規定に基づき、関係大臣による諮問のほか自ら健康影響評価を行うこととされており、食品安全委員会が自ら行う評価（以下「自ら評価」という。）の案件候補を検討し、自ら評価を実施するもの、情報提供を行うもの等を選定している。</p> <p>平成23年11月21日に開催された企画等専門調査会において、平成24年度の自ら評価の案件候補の選定について議論したところ、いわゆる健康食品素材として扱われている物質が自ら評価案件の候補として数多く提案され、健康食品に対する国民の関心の高さが改めて浮き彫りとなり、健康食品に関する情報提供の必要性についても言及されたところである。</p> <p>我が国においては、関係機関による健康食品の情報提供が行われているが、食品安全委員会としても、その安全性に係る情報提供の観点から、根拠となるデータ、評価手法を含め、知見を集積する必要がある。</p> <p>このため、健康食品について諸外国の安全性を評価する仕組みの詳細、評価結果等に基づき公表している安全情報を収集・整理するとともに、我が国の取組みとの比較及び諸外国の仕組みの分析を行うものである。</p>				
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 一般競争入札公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了			
	公告日	H23. 12. 22	契約締結日	H24. 1. 27	履行期限 H24. 3. 30
	調査実施機関	ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社			
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり [PDF]			
	その他参考資料				
備考					